

平成25年 No.8

○東京学芸大学障がい学生支援室規程

制定理由

本学における障がいのある学生に対する修学支援・生活支援の充実を図るため、障がい学生支援室を設置することに伴い、必要な事項を定めるものである。

承認経過

平成25年2月13日 教育研究評議会 審議・承認

○東京学芸大学総合学生支援機構規程の一部を改正する規程

制定理由

障がい学生支援室設置に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成25年2月13日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学障がい学生支援室規程及び東京学芸大学総合学生支援機構規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成25年2月14日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規程第7号

東京学芸大学障がい学生支援室規程

東京学芸大学障がい学生支援室規程を別紙のとおり制定する。

平成25年規程第8号

東京学芸大学総合学生支援機構規程の一部を改正する規程

東京学芸大学総合学生支援機構規程（平成19年規程第30号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学障がい学生支援室規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条の2第2項の規定に基づき、東京学芸大学障がい学生支援室（以下「支援室」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 支援室は、障がいのある学生が、東京学芸大学（以下「本学」という。）での学生生活を送る際に適切な支援を受けられる体制づくりを推進し、障がい種に応じた修学支援及び生活支援に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 支援室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 障がい学生のための支援制度に関すること。
- (2) 障がい学生のための施設等の整備に関すること。
- (3) 教室、関係部署等との連絡調整に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

第4条 支援室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長 1名
 - (2) 各学系の教授会構成員から選出された者 各1名
 - (3) 学生キャリア支援センター兼任教員 1名
 - (4) 教務委員会委員 1名
 - (5) 学務課長
 - (6) 学生課長
 - (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名
- 2 第1項に定める室員のほか、必要に応じて東京学芸大学特命教授等に関する規程（平成16年規程第48号）第2条に定める特命教授等を置くことができる。

(室長)

第5条 支援室に室長を置き、前条第1項第1号の室員をもって充てる。

(任期)

第6条 第4条第1項第2号及び第7号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、室員に欠員が生じた場合の補欠室員の任期は、前任者の残任期間とする。

第2章 支援室会議

(支援室会議)

第7条 支援室に、第4条第1項に定める室員をもって組織する支援室会議（以下「室会議」という。）を置く。

2 第4条第2項に定める特命教授等は、必要に応じて室会議に出席し、意見を述べるができる。

(審議事項)

第8条 室会議は、第3条に掲げる事項及び支援室の管理運営に関する事項を審議する。

(議長)

第9条 室会議に議長を置き、室長をもって充てる。

2 議長は、室会議を招集し、議長となる。

(会議)

第10条 室会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3章 個別支援チーム

(個別支援チーム)

第11条 障がい学生の支援を円滑に実施するため、支援室の下に、個別支援チーム(以下「チーム」という。)を置くことができる。

2 チームは、障がいのある学生一人一人について設置する。

(任務)

第12条 チームは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 当該学生の支援のための具体的事項に関すること。
- (2) 室会議への意見具申に関すること。
- (3) その他当該学生の支援のために必要な事項

(組織)

第13条 チームは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 受入教室主任(教育学研究科にあつては、受入コース代表(総合教育開発専攻でサブコースを有する場合は、受入サブコース代表)、連合学校教育学研究科にあつては、受入連合講座主任(本学の教員でない場合は、本学の受入連合講座部会代表者)、特別支援教育特別専攻科にあつては、特別支援教育特別専攻科主任)
- (2) 第4条第1項に定める室員から選出された者 1名
- (3) 当該学生の指導教員(教育学研究科及び連合学校教育学研究科にあつては、主指導教員。ただし、連合学校教育学研究科にあつては、主指導教員が本学の教員である場合に限る。)
- (4) 学務課副課長
- (5) 学生課副課長
- (6) その他必要に応じて室長が委嘱する者 若干名

(チームリーダー)

第14条 チームにチームリーダーを置き、前条第1号の構成員をもって充てる。

2 チームリーダーは、必要に応じてチームを招集する。

(委員以外の者の出席)

第15条 チームは、必要に応じて構成員以外の者から、意見を聴くことができる。

第4章 雑則

(事務)

第16条 支援室及びチームの庶務は、関係部課等の協力を得て、学務部学務課が処理する。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、支援室及びチームの運営に関し必要な事項は、室会議が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 東京学芸大学教務委員会障がい学生支援部会要項（平成22年4月14日制定）は、廃止する。
- 3 この規程施行の際、現に東京学芸大学教務委員会障がい学生支援部会の委員であった者は、引き続き、支援室の室員とすることとし、任期は第6条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

東京学芸大学総合学生支援機構規程の一部改正について

改正理由：障がい学生支援室設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に東京学芸大学総合学生支援機構（以下「機構」という。）を置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 機構は、学生相談センター、学生キャリア支援センター、<u>障がい学生支援室</u>その他学内の学生支援組織を統括し、指導教員の協力のもと、本学における学生支援の充実に資するため、必要な業務を行うことを目的とする。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 機構は、学生相談、学生のキャリア支援、<u>障がいのある学生支援</u>、その他学生支援に関し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 学生支援の現状を把握すること。</p> <p>(2) 新たな方策及び改善策の企画・立案並びにその実現に必要な措置を実施すること。</p> <p>(3) 学内の関連する機関との連絡・調整に関すること。</p> <p>(4) その他学生支援体制の整備のために必要なこと。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 機構は、次の各号に掲げる者で構成する。</p> <p>(1) 副学長（学生担当）</p> <p>(2) 学系長</p> <p>(3) 学生相談センター長</p> <p>(4) 学生キャリア支援センター長</p> <p><u>(5) 障がい学生支援室長</u></p> <p>(6) 学務部長</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に東京学芸大学総合学生支援機構（以下「機構」という。）を置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 機構は、学生相談センター、学生キャリア支援センターその他学内の学生支援組織を統括し、指導教員の協力のもと、本学における学生支援の充実に資するため、必要な業務を行うことを目的とする。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 機構は、学生相談、学生のキャリア支援その他学生支援に関し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 学生支援の現状を把握すること。</p> <p>(2) 新たな方策及び改善策の企画・立案並びにその実現に必要な措置を実施すること。</p> <p>(3) 学内の関連する機関との連絡・調整に関すること。</p> <p>(4) その他学生支援体制の整備のために必要なこと。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 機構は、次の各号に掲げる者で構成する。</p> <p>(1) 副学長（学生担当）</p> <p>(2) 学系長</p> <p>(3) 学生相談センター長</p> <p>(4) 学生キャリア支援センター長</p> <p>(5) 学務部長</p>

(7) その他学長が必要と認めた者 若干名

2 前項第7号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、構成員に欠員が生じた場合の補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

〔省 略〕

附 則

この規程は、平25年4月1日から施行する。

(6) その他学長が必要と認めた者 若干名

2 前項第6号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、構成員に欠員が生じた場合の補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

〔省 略〕